

《社会保険・労働保険に関してはこんなときに連絡してください》

斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ (株)アンジェロ

◎全体に共通の事項

- 従業員を採用したとき
- 従業員が退職したとき
- 社名・代表者・所在地などに変更があったとき

◎労働保険関係

(イ) 共通事項

- 全社員の給与総額がこれまでの2倍以上になったとき
- 支店・工場・営業所などを新たに設けたとき

(ロ) 労災保険関係

【注意！】業務上（通勤を含む）の事故は早急にご連絡ください。
また健康保険証は使わないようにしてください。

- 業務上（通勤を含む）で、ケガや病気をされたとき ⇒療養補償
- 上記のために勤務を休まなければならないとき（4日以上欠勤）で、原則として給与が支給されないとき ⇒休業補償
- かかっている病院を、事情により変えるとき
- 上記のケガや病気がもとで現に介護を受けているとき ⇒介護補償
- 医師の指示でギプスや松葉杖を使用したとき ⇒療養の費用補償
- 上記のケガや病気がもとで死亡したとき ⇒遺族補償、葬祭料
- ケガや病気が治ったが、障害が残ったとき ⇒障害補償
- ケガや病気がよくなり、出勤し始めたとき
- 【特別】事業主・有限会社の取締役などで、労災加入を希望される時 ⇒労災特別加入

(ハ) 雇用保険関係

- 従業員を募集したいとき ⇒求人票
- 従業員を採用したとき
- 従業員が退職したとき（離職票の必要の有無も） ⇒失業給付
- 従業員を転勤させたとき
- 従業員の名前が結婚などで変わったとき
- 季節労働者を採用したとき
- 日雇労働者を採用したとき
- 従業員が60歳に達したとき ⇒高齢雇用継続給付
- 従業員が育児休業を開始したとき ⇒育児休業給付
- 従業員が介護休業を開始したとき ⇒介護休業給付
- 従業員の就業形態が変わったとき
- 雇用保険被保険者証を紛失したとき

◎社会保険関係

(イ) 共通項目

- 従業員を採用したとき、または従業員が退職したとき
- 昇給または降給があったとき（基本給や固定手当の変更があったとき。役員も含む） ⇒月額変更
- 賞与を支払ったとき
- 結婚・出産・死亡など、従業員の家族に異動があったとき
- 従業員の名前が、結婚などで変わったとき
- 健康保険証や年金手帳を紛失したとき

(ロ) 健康保険関係

- 業務以外の病気やケガで、勤務を休まなければならないとき（4日以上欠勤）で、給与が支給されないとき ⇒傷病手当金
- 【注意！】給与を支給しているのに給付請求すると、不正受給となります。
- 本人または家族の治療費の自己負担額が月に72,300円を超えたとき ⇒高額療養費
- 医師の指示で訪問看護を受けたとき ⇒訪問看護療養費
- 医師の指示で輸血やコルセットをしたとき ⇒療養費
- 健康保険証を持ち合わせず、治療費などを現金で支払ったとき ⇒療養費
- 本人または妻が出産したとき（本人に限り退職後6ヶ月以内を含む） ⇒出産手当金、（家族）出産育児一時金
- 本人または家族が死亡したとき（本人に限り退職後3ヶ月以内を含む） ⇒埋葬料、（埋葬費）
- 退職後も個人で健康保険に加入したいとき ⇒任意継続被保険者

(ハ) 厚生年金関係

- 従業員が60歳（男女とも）になったとき ⇒在職老齢年金、特別支給の老齢厚生年金
- 従業員が65歳（男女とも）になったとき ⇒高齢在職老齢年金、老齢厚生年金、老齢基礎年金
- 従業員が70歳（男女とも）になったとき
- 在職中の病気やケガがもとで障害が残ったとき または1年6ヶ月たっても治らないとき ⇒障害年金、障害手当金
- 従業員が死亡したとき ⇒遺族年金
- 退職後も、個人で厚生年金に加入したいとき
- 退職後、老齢・障害・遺族年金などをもらえるようになり相談したいとき
- 従業員の住所が変更になったとき